

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第4号、第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート長浜平方店 長浜市平方町331番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣 ほか1者
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,179平方メートル
- イ 駐輪場の位置および収容台数
駐輪場① 届出書の添付図面記載のとおり 40台
駐輪場② 届出書の添付図面記載のとおり 22台
- ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 16.2平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量
廃棄物保管施設① 届出書の添付図面記載のとおり 11.0立方メートル
廃棄物保管施設② 届出書の添付図面記載のとおり 12.0立方メートル
廃棄物保管施設③ 届出書の添付図面記載のとおり 1.3立方メートル
- オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から22時まで
- カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 2か所 届出書の添付図面記載のとおり
- キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,161平方メートル
- イ 駐輪場の位置および収容台数
駐輪場① 届出書の添付図面記載のとおり 40台
駐輪場② 届出書の添付図面記載のとおり 22台
駐輪場③ 届出書の添付図面記載のとおり 20台
駐輪場④ 届出書の添付図面記載のとおり 10台
- ウ 荷さばき施設の位置および面積
荷さばき施設① 届出書の添付図面記載のとおり 16.2平方メートル
荷さばき施設② 届出書の添付図面記載のとおり 10平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量
廃棄物保管施設① 届出書の添付図面記載のとおり 11.0立方メートル
廃棄物保管施設② 届出書の添付図面記載のとおり 12.0立方メートル
廃棄物保管施設③ 届出書の添付図面記載のとおり 1.3立方メートル
廃棄物保管施設④ 届出書の添付図面記載のとおり 4.8立方メートル
- オ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社平和堂 9時から22時まで
株式会社クスリのアオキ 9時から22時まで
- カ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 3か所 届出書の添付図面記載のとおり
- キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設①および② 6時から22時まで

4 変更年月日 平成30年12月24日

5 変更の理由 店舗新設のため

6 届出年月日 平成30年4月23日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 平成 30 年 5 月 18 日から平成 30 年 9 月 18 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 30 年 9 月 18 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号